

メンタル不調者に関わる法的留意点を探る

開催のご案内

近年、多くの職場でメンタル不調者が増え、対応に苦慮されている企業が増加しています。

特に、裁判では企業のメンタルヘルス対策の必要性が重視されるようになり、自殺の業務起因性や企業の安全配慮義務違反が広く認められ、高額の損害賠償請求の支払いを命じる判決も出ています。

また、労働行政においても監督・指導の強化が一段と進められ、精神健康不調への予防策を含めた対応は、企業のリスク管理上、最優先の課題となっているといえます。

そこで、当協会では、メンタル不調者をめぐる最新の行政の動きや、判例動向の紹介に加え、具体的な対策や留意点をわかりやすく解説するセミナーを企画いたしました。

この機会に是非とも、多数ご参加いただきますようご案内申し上げます。

《講習内容》

- 1) メンタルヘルスをめぐる現状
- 2) 職場におけるメンタルヘルス対策の重要性
- 3) メンタル不調者に対応した就業規則やその他通算制度規則の整備
- 4) 従業員がメンタル不調等により労務提供不能になった場合の対応
- 5) メンタル不調者の休職・職場復帰・退職（解雇）等に関わる法的留意点
- 6) メンタルヘルスに関する企業責任

講師

高岡優法律事務所
弁護士

高岡 優 氏

早大卒。1986年広島弁護士会登録。労働事件の実績が豊富で、顧問先等からも数多くの労働相談を受けている。経営法曹会議幹事。

* 日時

令和7年 2月20日（木）

13:30～17:00

定員 30名

* 会場 広島商工会議所ビル307号室（3階）
<広島市中区基町5-44>
※会場に駐輪場・駐車場はありません

* 参加費 広島経協会員 1名 7,000円 会員外 1名 10,000円
※資料代を含む。

* 申込締切 2月13日（木）但し、定員になり次第締切らせていただきます。

- * その他
- ①参加費は申し込み後、お早目に次の口座にお振込み下さい。なお、振込手数料は、参加費に含まれておりませんので、各自ご負担願います。
 - ・広島銀行本川支店 広島県経営者協会 普通預金口座 (No.0288624)
 - ・もみじ銀行広島中央支店 広島県経営者協会 普通預金口座 (No.1855314)
 - ②締切日以降の取消及び欠席の場合でも参加費は申し受けます。
 - ③領収書の発行は省略し「振込金受取書」又は「お取引明細票」を領収書に代えさせていただきます。
 - ④参加受理後、「参加受理票」をFAXさせていただきます。

□申込み・ 広島県経営者協会
 問合せ先

〒730-0011 広島市中区基町 5-44 広島商工会議所ビル 6階
TEL 082-221-6844 FAX 082-221-6830
E-mail: info@hiroshima-keikyo.jp http://www.hiroshima-keikyo.jp

----- 必要事項をご記入の上、切り取らずこのままFAXにてお送り下さい -----

広島県経営者協会 行
 (FAX 082-221-6830)

※メンタルヘルス対策セミナー(2/20)参加申込書

会 社 名

所 在 地 〒

申込担当者役職氏名

TEL

FAX

TEL 役職(所属)名	氏 名	FAX 役職(所属)名	氏 名

※参加費 円× 名＝ 円は、 月 日付、 広銀 ・ もみじ
 にて振込みます。

ご記入いただいた内容は、本事業に関する確認・参加者名簿の作成等に使用させていただきますが、その他の目的での使用は一切ございません。